

特約付き金銭信託（合同運用型）

〈ひろぎん〉 家族みまもり信託

将来、
あなたが認知症等になった時にも、
家族が安心して暮らすための
信託です。

詳しくは、お近くの〈ひろぎん〉窓口へどうぞ。

お問い合わせ

信託専用フリーダイヤル

☎ **0120-164-088**

〔受付時間〕 平日 9:00～17:00
(土・日・祝休日、大晦日・正月3が日は除く)

フリーダイヤルを
ご利用いただけない場合は **082-504-3928** (通話料はお客様
負担となります)

〈ひろぎん〉ホームページ

家族みまもり信託

Q 検索



〈ひろぎん〉
公式アプリ



【商号等】株式会社 広島銀行 【登録金融機関】中国財務局長（登録）第5号
【加入協会】日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

 **広島銀行**

将来、自分が認知症等になっても 家族を守りたい

その備えを、今からはじめませんか。

「〈ひろぎん〉家族みまもり信託」は、
万が一、将来あなたが認知症等に見舞われた時にも
家族がこれまで通りお金を使い続けることをお約束する信託です。



認知症等になっても、
家族の暮らしは守って
やりたいな。

長期入院や
老人ホームに入る時にも
お金の備えを
しておけば安心。

認知症等になっても
家族以外に
財産管理は
任せたくない。

〈ひろぎん〉 家族みまもり信託

特約付き金銭信託(合同運用型)の特長

「〈ひろぎん〉家族みまもり信託」は、自分が高齢になり認知症等と診断された場合に備え、
あらかじめお金を引き出せる代理人を設定しておくことで、
自分のお金を、自分の想いに添ってお使いいただける信託商品です。
もし認知症等になったとしても、ご家族の暮らしを守りたいと思う方に最適です。

特長①「代理人」を選べます。

成年後見制度だとご家族以外に財産管理を任せないといけない場合もありますが、「〈ひろぎん〉家族みまもり信託」は、ご自分の意思で「代理人」をご指定※
できます。※「代理人」は推定相続人の中からお指定いただけます。

特長②「代理人」が信託財産を引き出せます。

将来、入院や老人ホームへの入居が必要になった時の医療費や介護費など、
「代理人」からのご請求により、お受け取りいただけます。認知症等発症時には、
定時定額でのお受け取りも可能です。

特長③ お申込みは200万円以上、元本保証です。

お申込み金額は、200万円から。しかも、100万円から追加信託も可能です。ま
ずは少額ではじめ、年齢とともに金額を増やす方法もあります。さらに元本保
証なので安心です。

超高齢化が加速している日本。 「認知症」は誰もがなりうる病気といわれています。

「認知症」は、さまざまな原因で脳に障害が起きて、
精神や身体が正常に活動しなくなってしまう症状です。
「年齢が上がるにつれて認知症になる人が増える」という研究報告もあります。
元気なうちから「認知症」等のリスクに備える必要があるといえるでしょう。

「認知症」の症状例（さまざまな障害の中の一部の例として紹介します）

記憶障害

- ▶ 物忘れが頻繁に起こる
- ▶ 物事を覚えられなくなる

理解や判断力の障害

- ▶ 考えるスピードが遅くなる
- ▶ リモコンや銀行のATMが使えなくなる

実行機能の障害

- ▶ 計画が立てられなくなる
- ▶ 段取り通り行動できなくなる

認識や性格の障害

- ▶ 時間や場所が理解できなくなる
- ▶ 穏やかな性格が短気になる

「認知症の一手手前の状態」 軽度認知症（MCI）とは？

- ◎正常と認知症の中間の状態を「軽度認知症」という。
- ◎物忘れはあるが、日常生活に支障がない。
- ◎正常な人が認知症等を発症するのが年間1～2%なのに対し、軽度認知症の人は年間10～30%の人が認知症に進行する。

「認知症」の予防対策

（認知症の6割程度を占めるアルツハイマー型認知症への対策として紹介します。）

食事に気をつけましょう

- ☆ 野菜や果物などビタミンや栄養豊富なモノを多く食べる
- ☆ DHAやEPAの豊富な魚介類を多くとる

人と会い話をしましょう

- ☆ 友だちに会い対話する

十分な睡眠を取りましょう

- ☆ 夜は早く寝て十分な睡眠時間を確保する
- ☆ 起きたら太陽の光を浴びる

計画的な運動を心がけましょう

- ☆ 毎朝30分程度の散歩をする
- ☆ ラジオ体操等に参加する

ゲームや創作をしましょう

- ☆ クイズや知的ゲームを楽しむ
- ☆ 俳句・短歌を創ったり工芸品をつくる

「認知症」等と診断されるとこんなリスクが発生します。

もしも「認知症」等と診断されてしまったら、
社会生活の上でさまざまな支障が発生する可能性があります。
将来のリスクを正しく認識し、元気なうちに対策を考えましょう。



「認知症」等のリスク例 ①

預金を引き出せない場合がある

医師から「認知症」等と診断されると、ご本人の財産を守るために、銀行などの金融機関では、預金の引き出しや解約等ができなくなる場合があります。



「認知症」等のリスク例 ②

相続対策の判断が鈍る

「認知症」等の症状の一つとして、判断力の低下がいられています。相続対策などの重要な意思決定は、正常な判断のできるタイミングで行っておくことが大切です。



「認知症」等のリスク例 ③

まとまった資金が必要になる

「認知症」等になると、これまでの生活費に加え、治療のための医療費や介護費等が発生します。また介護付き老人ホーム等に入居する際など、まとまった資金が必要になる場合もあります。



「認知症」等のリスク例 ④

振り込め詐欺に注意!!

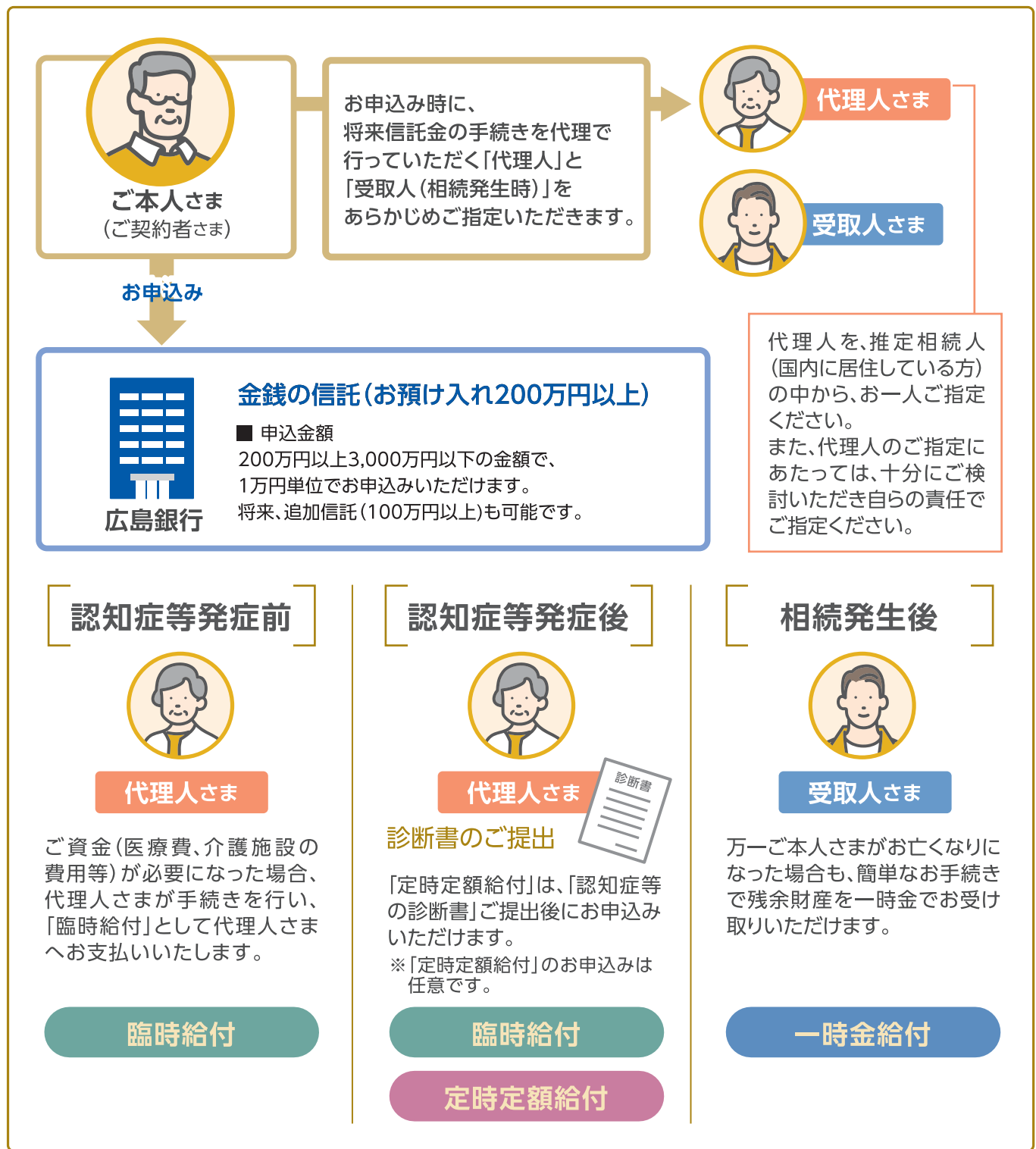
ニュースや新聞をにぎわす「振り込め詐欺」等の特殊詐欺では、IT用語や法律用語などを使って思考を停止させるなど、その手口は年々巧妙になっています。判断能力に障害を起こすと、通常では信じないような話を信じてしまうことも考えられます。



「くひろぎん」家族みまもり信託は、 ご家族みんなで財産を見守る信託です。

「くひろぎん」家族みまもり信託は、ご本人さまからお預かりした信託金をご指定の「代理人」からの請求により、お受け取りいただけます。

「くひろぎん」家族みまもり信託のしくみ



給付金のお受け取り

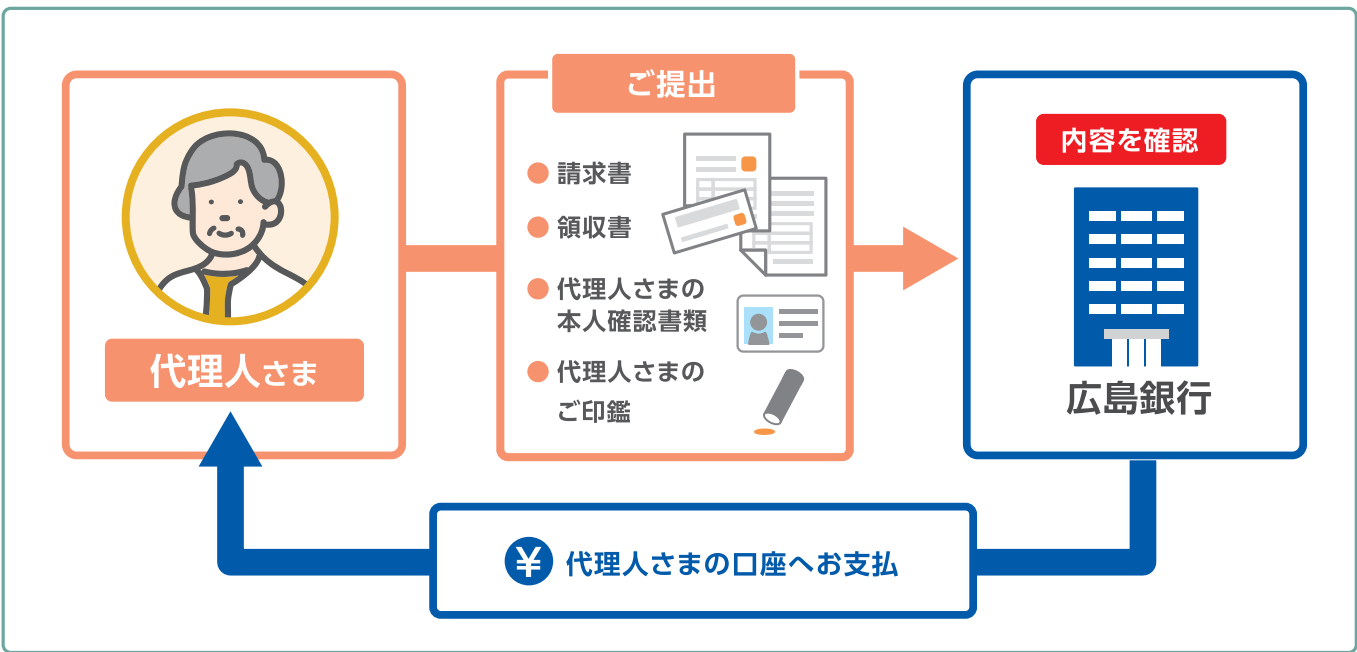
急に必要な資金にも、毎月の生活費にも対応しています。

「くひろぎん」家族みまもり信託は、必要な時に利用できる「臨時給付」と、定期的にお支払いする「定時定額給付」の2つのサービスを用意しています。

急に高額な資金が必要になった時にも、日々の暮らしにも安心です。

医療費・介護費用・税金等のお支払いに便利な「臨時給付」

- 10万円以上の必要な金額^(※)を随時、ご指定いただいた代理人さまの口座にお支払いするサービスです。ご本人さまの治療や介護、税金等の費用が発生した場合にご利用いただけます。
(※) 請求書または領収書の合計金額が10万円 (税込み) 以上となる場合にお支払いいたします。
- ご本人さま宛の請求書・領収書のうち、発行日が広島銀行に請求いただいた日から3年以内のものが対象です。



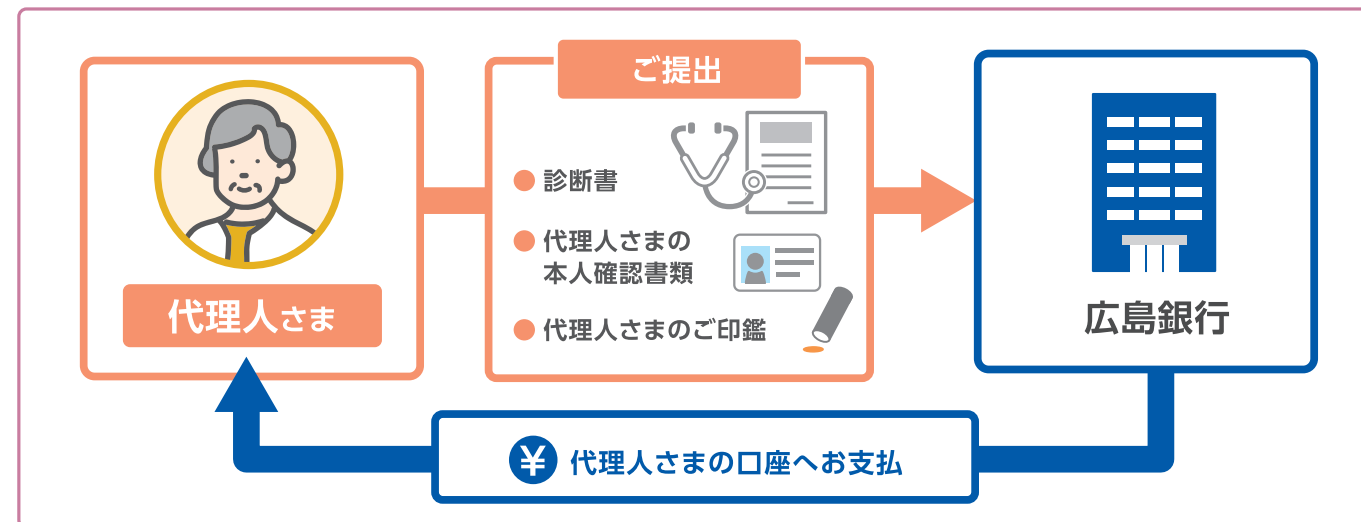
■お支払いの対象となる費用

医療費	病院基本料 (初診・再診)、リハビリテーション、手術、麻酔、放射線治療、予防接種、健診、文書作成、医薬品、健康保持用摂取品、保健医療用品・器具、保険適用外診療 (高度先進医療、再生医療、整形、マッサージ) 等
介護費用	一時金、前払金、介護保険自己負担分、施設利用料 (食費、オムツ、散髪代等含む)、その他有料サービス 等
税金・社会保険料	所得税、住民税、固定資産税、都市計画税、健康保険料、年金保険料 等

生活費・公共料金等のお支払いに便利な「定時定額給付」

信託財産を、認知症等のご本人さまの公共料金の支払や、食料品、日用品の購入資金等にお使いいただけるよう、定期的にお受け取りいただけます。

- 1回あたりの受取額は10万円以上50万円以内(10万円単位)となります。
- 受取周期は2月・4月・6月・8月・10月・12月の中からご指定ください。(複数選択可)
- 定時定額給付のお受け取りは、受取指定月の15日(銀行休業日の場合は翌営業日)となります。
- 受取口座は、ご指定いただいた代理人さまの口座となります。
- 定時定額のお申込みの際は、所定の認知症等診断書が必要になります。

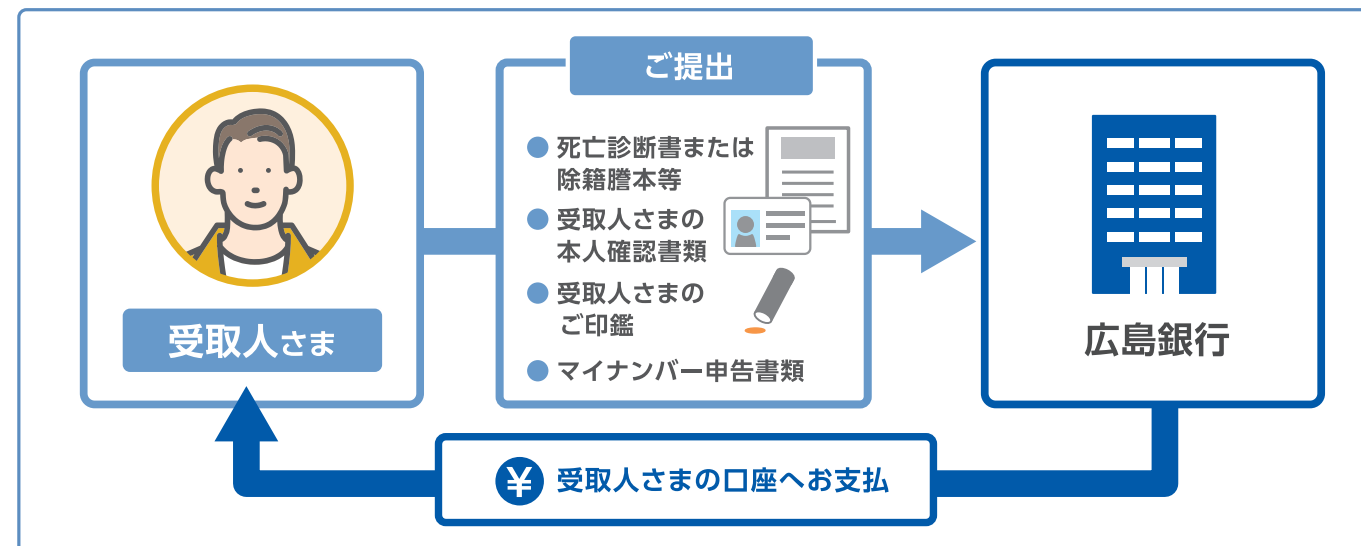


■ 定時定額給付でのご利用例 ※請求書・領収書等は不要です。

生活費	ご本人さま(ご契約者さま)の生活費にお使いいただけます。
公共料金	ご自宅の電気代・ガス代・水道代等のお支払いにお使いいただけます。

相続発生時は「一時金給付」

- ご相続発生時の残余財産の受取人さまを最大3名までご指定いただけます。
- 受取人さまは簡単な手続きで一時金を受け取ることができます。



〈ひろぎん〉 家族みまもり信託

- Q 代理人について

A 代理人は、推定相続人^(※)のうち、国内に居住している方の中から1名をご指定いただけます。
※推定相続人とは、代理人を指定いただく時点でご本人さまに相続が開始した場合に相続人となる方をいいます。
- Q 臨時給付について

A 臨時請求の際にご提出いただく請求書または領収書の合計金額が10万円(税込み)以上となる場合にお支払いいたします。合計金額が10万円未満となる場合には、お支払いができませんのでご注意ください。
お支払いの対象は、医療費(病院基本料、手術、健診等)、介護費用、税金(所得税、住民税、固定資産税等)等の費用となります。
- Q 定時定額給付について

A 定時定額給付をお申込みの際は、所定の認知症等診断書が必要になります。代理人さまは、ご本人さまが認知症の診断を受けた場合、認知症等診断書を速やかにご提出ください。
- Q ご相続発生時の一時金給付について

A ご相続が発生した際は、お申込み時にご指定いただいた受取人さまが一時金を受け取ることができます。受取人は推定相続人^(※)のうち国内に居住している方の中から最大3名までご指定いただけます。
※推定相続人とは、受取人を指定いただく時点でご本人さまに相続が開始した場合に相続人となる方をいいます。
- Q 中途解約について

A 約款に定める場合およびやむを得ない事由による場合で、かつ当行がこれを認めた場合のみ、中途解約が可能です。ただし、認知症等診断書の提出後は中途解約できません。
- Q ご住所、ご印鑑等の変更について

A ご住所、ご印鑑等の変更がありましたら、最寄りの広島銀行本支店にて変更のお手続きをお願いいたします。
- Q 契約内容の変更について

A ご本人さまからのお申出により、代理人や受取人、信託期間等の変更が可能です。ただし、認知症等診断書の提出後は、契約内容の変更はできません。
- Q 代理権の濫用について

A 代理人の代理権が濫用された場合、代理人さまの口座に振込まれた金銭がご本人様の生活費等のために費消されることがあります。ご本人さまに費消されず、ご本人さまやご親族等に損害が生じた場合でも、広島銀行は代理人の監督等その他一切その責任を負いません。

特約付き金銭信託(合同運用型)「くひろぎん」家族みまもり信託」商品概要説明書

商品概要等		
1	商品名	特約付き金銭信託(合同運用型)「くひろぎん」家族みまもり信託」
2	販売対象	個人のお客さま
3	信託の目的	(1)信託財産をご本人さまの生活資金、医療費、介護費等のために利殖し、上記費用の支払いに充てることにより、ご本人さまの生活の安定に資すること。 (2)委託者の死亡時に委託者が指定する者に残余信託財産を交付すること。
4	商品の仕組み	(1)本商品は、委託者の資金を元本保証の金銭信託等で運用し、委託者の生活資金、医療費等の支払いに充てるための資金としてお申出に応じ信託財産からお支払いします。 (2)委託者を認知症等と診断した診断書の提出後は、お申出に基づき定時定額にてお支払いすることもできます。 (3)委託者死亡時には、委託者が指定する者に残余信託財産を交付します。 お客さま ご本人 (委託者兼第1受益者) ①信託契約の締結 ②金銭の信託 当行(受託者) 信託財産の管理・運用 代理人 【認知症等発症前】臨時給付 【認知症等発症後】臨時給付・定時定額給付 受取人 (第2受益者) 【相続発生後】一時金給付
5	委託者	個人のお客さま
6	代理人	(1)委託者が、原則として推定相続人の中から1名を指定します。 (2)代理人に指定されたことはご契約時に当行からご連絡致します。ただし、お客さまからも申込前に代理人にその旨お伝えください。 (3)お申込み時に、代理人の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただきます。お申込み後に代理人の方のご住所などが変更になった場合は、当行へお届けください。

7	受益者	(1)受益者はお客さまご自身及びお客さまが金銭を交付する指定をしたご家族等となります。 (2)お客さまにご相続が発生するまでの間は、お客さまを受益者(第1受益者)とします。 (3)お客さまにご相続が発生した時以降は、お受取人を受益者(第2受益者)とします。 (4)第2受益者は3名までご指定いただけます。 (5)第2受益者は受益権の取得を断ることができます。第2受益者は、お客さまに相続が発生した後に、一括して金銭を受け取ります。 (6)受益者に指定されたことはご契約時に当行からご連絡致します。 (7)お申込み時に、第2受益者の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただきます。お申込み後に第2受益者の方のご住所などが変更になった場合は当行へお届けください。
8	受託者の商号・本店所在地	株式会社広島銀行 〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号
9	信託契約の内容	お客さまと当行との間の信託契約の内容については、お客さまが別途提出する「特約付き金銭信託(合同運用型)くひろぎん」家族みまもり信託」申込書、「特約付き金銭信託(合同運用型)くひろぎん」家族みまもり信託」約款、「予定配当率のご案内」および当行から送付する「ご契約の明細」の記載をご覧ください。信託契約は、お客さまお1人につき1契約のみとします。
10	受益証書等の交付	受託者は、受益権を証するための受益権証書および信託法第185条第1項に定める受益証券を発行しません。
11	ご資金の入金方法	信託契約日(信託設定日)に、当行所定のお手続きによりご入金いただきます。追加信託時も同様です。
12	信託契約期間	5年以上30年以内(1年単位にて、お客さまがご指定できます。) 当初ご契約いただいた信託期間はお客さまのお申出により延長できます。 ただし、上記期間を超えることはできません。 追加信託がなされたときに、その追加信託日から信託期間満了日までの期間が5年に満たない場合には、信託期間満了日は、その追加信託日から5年間延長されます。 その後追加信託がなされた時にも同様とします。ただし、かかる延長後の信託期間満了日は、信託契約日から30年後の応答日を超えないものとし、かかる場合は当該応答日を信託期間満了日とします。
13	信託財産 (1)信託財産の種類等 (2)最低受託金額	信託財産は金銭とします。委託者は当行の承諾を得て、下記の最高受託金額を超えない範囲で信託財産を追加できます。信託金にかかる所有権は、対象となる金銭をお客さまが当行に対して引き渡すことをもってお客さまから当行へ移転します。 200万円(追加信託は100万円)

(2020年12月10日現在)

	(3) 最高受託金額 (追加信託を含めた上限) 3,000万円 ただし、他のご相続人の法令上の権利(遺留分)を侵害する可能性がある場合は、信託金額について、お客さまとご相談させていただきます。 ※遺留分とは 遺留分制度とは、一定の相続人について相続財産の一定割合を相続することを民法により保障される制度です。信託契約の締結によりこの遺留分が侵害されることになった場合、侵害された相続人は相続開始後に遺留分侵害額請求をすることができます。この遺留分侵害額請求は、その権利を有する者が行使してはじめて効力を生じます。信託契約の締結が遺留分を侵害する内容であっても信託契約が無効になるわけではありませんが、争いを避ける意味からも、信託契約をする段階で遺留分を侵害しないよう配慮していただくようお願いします。 なお、遺留分侵害額請求の行使権は、相続開始および遺留分の侵害を知った時から1年間または相続開始の時から10年間行使しないときは消滅します。遺留分の権利のある相続人は配偶者、直系卑属(子など)、直系尊属(両親など)に限られ、兄弟姉妹にはこの遺留分はありません。 (4) 申込金額の単位 1万円単位
14	信託計算期間 (1) 計算期日 毎年3月25日(年1回)、本信託が分割される日の前日、信託期間の満了日及び受益者への信託財産の交付の完了により信託財産がなくなった場合における終了日ならびにその他の理由により信託が終了した場合の信託金の支払いがなされる日の前日。 (2) 収益金の計算期間 前回計算期日の翌日(初回は信託契約日)から当該計算期日まで。 (3) 収益金の計算・ 分配方法 原則、収益は計算期日の翌日に信託元本に組み入れます。
15	信託財産の運用 (1) 当行は、信託財産を指定金銭信託受益権、国債・地方債、預金(当行預金を含みます。)およびこれらに類似する性質を有する資産、その他当行が適切と判断する資産にて運用し、安定した収益の確保を基本方針とします。 (2) 当行は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生じることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(以下「兼営法施行規則」とします。)第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、次の各号に掲げる取引を行うことができるものとします。 ①信託受益権: 信託の受託者を当行とする信託契約の締結 ②預金: 当行を預け先とする預金、銀行勘定貸(この場合当行の店頭に表示(揭示、備置等による方法を含みます。以下同じ。)する利率を基に、個別に付利するものとします。) (3) 当行は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、為替取引その他効率的な信託財産の運用に必要な取引を、当行の固有勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当行が当該第三者の代理人となって取引を行う場合を含みます。)、当行の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律[以下「兼営法」とします。]第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める「利害関係人」をいい、同法第22条第2項により読み替えられる場合を含

		みます。)、または他の信託の信託財産との間で行うことができるものとします。 (4) 当行は、信託財産を運用方法を同じくするほかの信託財産と合同して運用します。合同して運用した信託財産について生じた損益は、約款第24条および第25条に基づき各受益者に帰属します。
16	信託財産の管理	お客さまの信託財産は、当行の勘定と分別管理されます。
17	信託業務の委託	当行は約款第14条に示す信託業務の全部または一部について委託することがあります。
18	自己または利害 関係人との取引	受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、当行の固有勘定、当行の利害関係人または委託先またはほかの信託の信託財産との間で取引を行うことがあります。なお、これらの取引を行った場合には当行は、約款に定める方法に従い、受益者の閲覧に供する等の対応を行います。
19	信託財産運用状況の 報告	年1回、3月25日を基準日(計算期日)として、当該基準日にかかる計算期間中の収益金の明細、当該期間中のお支払いの明細および信託財産の状況を記載した「信託財産状況報告書」を作成し、約款に定める方法に従い、受益者の閲覧に供する等の対応を行います。信託終了時には、最終計算を記載した書面にてご報告いたします。お客さまから残高等のご照会があった場合には、速やかに回答いたします。
20	信託報酬 (1) 管理報酬 (2) 運用報酬	信託契約時に当初信託財産額の2.2%(消費税込み)を委託者より管理報酬としていただきます。ただし、最低報酬は55,000円(税込み)となります。 信託期間中に、当行所定の方法により信託金の元本に運用報酬率を乗じて計算される額を運用報酬としていただきます。運用報酬率は、約款に定める総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額(当行が前回計算期日の翌日(ただし前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日)に示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当行所定の方法により計算される額。)の合計額が同額となるよう決定されます。 運用報酬率は、年8.0%を上限、年0.001%を下限とします。
21	受益権の譲渡・質入	本信託の受益権は、当行の承認がなければ譲渡および質入その他の担保に供することはできません。
22	信託の終了	以下の事由により信託は終了します。 ①期間満了となった場合(最長30年) ②やむを得ない事情のため、受益者より全部解約の請求があり当行がこれを認めた場合 ③税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となっ

		たと当行が認め、委託者および受益者に発送する本信託の終了通知に信託終了日として記載され特定される日が経過したとき ④約款の変更につき、委託者または受益者が異議を述べ、約款の規定に従って解約される場合 ⑤委託者、受益者および帰属権利者(受贈者)等が反社会的勢力に該当する事案が判明した場合や、反社会的行為を行ったことが判明した場合等において、約款の規定に従って解約されるとき ⑥受益者への給付の結果、信託財産がなくなった場合 ⑦委託者が死亡した場合 ⑧当行に預金保険法に定める保険事故等が発生し、約款第16条に基づく手続きにより信託を終了した場合
23	信託財産の交付	(1)当行は、申込書等の指定に基づき、信託財産の全部または一部を金銭により受益者または代理人に交付するものとします。 (2)委託者死亡時には、委託者が申込書等で指定した第2受益者に収益金を含めた残余財産を支払います。
24	中途解約時の取扱い (1)中途解約 (2)解約の支払額の計算情報	約款に定める場合およびやむを得ない事由による場合で、かつ当行がこれを認めた場合を除き、中途解約はできません。 解約時の元本および収益金の合計額から、当行の店頭に掲示する「予定配当率のご案内」の解約手数料を差し引いた金額となります。 ただし、解約手数料は信託契約日から信託金の支払日前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。
25	元本補填契約・預金保険適用の有無	当行は、元本に万一欠損が生じた場合は終了時にこれを完全に補填します。ただし当行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合は、当該補填を履行できない場合があります。 本商品は預金保険の対象です。
26	予定配当率	当行は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて予定配当率を決定します。予定配当率は、信託専用フリーダイヤルまたはお近くの〈ひろぎん〉窓口にてご確認ください。
27	利益補足契約の有無	ありません。 予定配当率を表示しておりますが、確定利回り商品ではありません。
28	受託者の公告の方法	約款の変更を行うとき等において必要とされる場合、当行は1カ月以上の一定の期間内に異議を述べるべき旨の公告を電子公告により行うものとします。やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行うものとします。

29	本信託に係る租税 その他費用に関する 事項	(1)運用収益については、20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%)となります。 (2)マル優・マル特は使えません。 (3)復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%地方税5%)となります。 (4)信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。
30	連絡先	広島銀行 信託専用フリーダイヤル 0120-164-088 ご利用時間／平日9:00～17:00(土・日・祝休日、および大晦日・正月3が日は除く)
31	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
32	当行の苦情処理措置 および 指定紛争解決機関	当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 信託協会 [連絡先]信託相談所 [電話番号]0120-817-335 または 03-6206-3988

(2020年12月10日現在)

- ・当資料は、2020年11月現在の税制・法令・公表情報に基づいて作成しております。今後の法律動向等によっては内容が変更となる場合もありますので、規細の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- ・当行所定の審査によりお引き受けできない場合がございます。
- ・本商品概要説明書以外にも別途お渡しする特約付き金銭信託(合同運用型)「〈ひろぎん〉家族みまもり信託」約款をご参照ください。

